

関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

新型コロナウイルス感染症及び季節性インフルエンザに係る
医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

厚生労働省から、下記の事項について、日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会（会員企業）及び関係省庁（所管団体、行政機関等）に周知、依頼をしています。

- 注1) 「Withコロナに向けた政策の考え方」（令和4年9月8日）別紙「Withコロナに向けた新たな段階への移行」中の「基本的考え方」（<https://corona.go.jp/withcorona/>）
注2) 「第2回新型コロナ・インフル同時流行対策タスクフォース」（令和4年10月18日）資料1「新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備えた対応」（<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001002374.pdf>）

1. 新型コロナウイルスについて

一) 従業員又は児童等（以下、「従業員等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、従業員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等により、確認を行うこと。

二) 従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関や保健所が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。ただし、当該従業員等が抗原定性検査キットによる検査により療養期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

※新型コロナウイルス感染症については、有症状の場合は発症日から7日間、無症状の場合は検体採取日から7日間（5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間）。
※有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間、感染リスクが残存することから自主的な感染予防行動を徹底すること。

2. 季節性インフルエンザについて

一) 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、自宅等で療養を開始する際、当該従業員等から、医療機関が発行する検査の結果を証明する書類や診断書を求めないこと。

二) 従業員等が季節性インフルエンザに感染し、当該従業員等が職場や学校等に復帰する場合には、医療機関が発行する検査陰性の証明書や治癒証明書等の提出を求めないこと。

以上